

平成17年西東京市教育委員会第1回臨時会会議録

- 1 日 時 平成17年2月13日(日)
開会 午前10時26分 閉会 午後11時30分
- 2 場 所 西東京市スポーツセンター 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員
- | | |
|----------|--------|
| 委 員 長 | 井口 範之 |
| 委員長職務代理者 | 角田 富美子 |
| 委 員 | 大後 みき子 |
| 委 員 | 竹尾 格 |
| 教 育 長 | 茂又 好文 |
- 5 出席職員
- | | |
|-------------------|--------|
| 学 校 教 育 部 長 | 村野 正男 |
| 学 校 教 育 部 参 与 | 田口 秀幸 |
| 教 育 庶 務 課 長 | 二谷 保夫 |
| 学校教育部主幹(教育庶務課) | 小野 隆 |
| 学校教育部副参与兼学務課長 | 富田 和明 |
| 指 導 課 長 | 松本 秋広 |
| 学校教育部副参与兼教育相談課長 | 長澤 和子 |
| 生涯学習部長 | 名古屋 幸男 |
| 社 会 教 育 課 長 | 宮寺 勝美 |
| 生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 | 富所 利之 |
| 生涯学習部副参与兼保谷公民館長 | 島崎 隆男 |
| 中 央 図 書 館 長 | 小池 博 |
- 6 事務局
- | | |
|------------|-------|
| 教育庶務課庶務係長 | 白井 清美 |
| 教育庶務課庶務係主査 | 田中 孝 |
| 教育庶務課庶務係主事 | 山本 敏彦 |
- 7 傍聴人 なし

平成17年西東京市教育委員会第1回臨時会議事日程

日 時 平成17年2月13日(日) 午前10時から
場 所 西東京市スポーツセンター 会議室

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第3号 教育財産の処分について(申出)の専決処分について
- 第3 議案第4号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 第4 議案第5号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について(諮問)
- 第5 議案第6号 平成16・17年度西東京市立小・中学校の校長及び教頭人事の内申について
- 第6 教育委員の辞職について

西東京市教育委員会会議録

平成 17 年第 1 回臨時会
(2 月 13 日)

議事の経過

井口委員長 ただいまから平成17年第1回西東京市教育委員会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は大後委員にお願いいたします。

井口委員長 日程第2 議案第3号 教育財産の処分について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

茂又教育長 議案第3号 教育財産の処分について(申出)の専決処分について、でございます。

本件については、教育財産である青嵐中学校の用地を青嵐中学校の建替えに伴いまして道路を拡幅する、これが一つの建築の条件になりますので、一部を道路に提供するという事で、市長部局の方へ返して道路にするというものでございます。

2枚めくっていただくと、図面がございますけれども、横にさせていただくと、これは青嵐中学校の敷地でございます。これまで、実施設計、基本設計等ができた段階で御説明をしましてまいりましたけれども、平成17年度、18年度、2カ年度にわたって、青嵐中学校の校舎、体育館、全体の建替え工事を行う予定でございます。現在、その準備作業ということで、現在のグラウンドに仮設校舎、仮設体育館設置の工事を進めておりますけれども、17年度に本格的な建築が始まる、このことについて、道路の拡幅をするという必要がございます。

これは、建築確認を当然もらうわけですけれども、その条件として、東京都の安全条例のことで、この東側の道路、これは現在現道が5メートルですけれども、278号線という市道ですけれども、これを学校の敷地の東側の黒く塗った部分、これを1メートル出します。提供して、道路として6メートルにするというものでございます。

これについて、大変恐縮でございますけれども、専決処分をさせていただいて、市長部局の方に学校財産を切り離すということでございます。この面積そのものは、1メートルずつ出しますけれども、学校ということで非常に長いので112平米ということで、現在1万7,134平米ありますけれども、112平米減るということで1万7,022平米に学校の敷地はなるということでございます。

私の方からは以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論を終結いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第3号 教育財産の処分について(申出)の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

井口委員長 日程第3 議案第4号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

茂又教育長 議案第4号 西東京市学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、でございます。

これについては、私どものミスで大分おくれてしまいましたけれども、学校給食運営審議会の委員のうち、給食主任の代表ということで、小学校から給食主任ということで先生を出していただいて、学校給食運営審議会委員になっていただいております。これが、実は解嘱の委員ということで斎藤龍子さん、この方は谷戸小学校の先生で給食主任でございましたけれども、昨年3月31日に転出をしております。それで、4月1日から現在まで一応欠員のまま補充をしないで来てしまった。これについては、私の方から改めておわびを申し上げたいと思います。

遅まきながら、やっと気がつきましたので、後任の先生でけやき小学校の竹田すみ子先生を2月14日から8月31日までの残任の期間を新たに給食審議会の委員ということで委嘱をしたい、こういうものでございます。

手続等がおくれたことについては、改めておわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第4号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、は原案のとおり可決されました。

井口委員長 日程第4 議案第5号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について（諮問）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

茂又教育長 議案第5号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について（諮問）、でございます。

これについては、現在工事を進めております田無庁舎西側に今新たな体育館をつくってございます。これについては、16年度、17年度の工事で、18年の4月から供用開始をする予定であります。新たな公共施設ということでございますので、条例設置をしなければなりません。条例設置については、施設の名称、位置、開館日、開館時間、使用料金等、そういうものを条例に規定をするわけでありまして、

それで、それに先立って、条例に規定しなければいけない使用料、これについては使用料等審議会というのがございまして、そちらの方へ使用料について諮問をして答申をいただく、こういう手続がございます。諮問をして答申を得たもので、要するに条例をつくるということが必要であります。その条例については、来年の4月に供用開始するわけですが、4月ごろに教育委員会にその条例の審議をお願いをして、承認されれば、6月の第2回定例会の市議会に、条例の改正になるか設置になるか制定になるか、ちょっとわかりませんが、そういう形で市議会の議決を経なければならない。そういう段取りがございます。

それで、今回使用料金を決めるのに使用料等審議会に諮問する必要があるということで、今回議案を提出したわけでありまして。その中で、1つは、あくまでも使用料金を幾らにする

かということと、もう1つは、実は、合併して旧田無市、旧保谷の施設の管理運営形態と実際の使用の区分が若干違っている。1市2制度がそのまま残っているわけですが、特に使用料金との関係で、旧田無市の総合体育館、これは午前、午後、夜間という3区分であります。旧保谷の方は、午前と午後の第1、午後の第2、それから夜と、4区分でございますけれども、これを全部4区分にして、使用の頻度を高めたい。それで市民の要望にこたえる。ということで、使用区分を全部4区分にして、今回この使用料を設定をしたいというふうに考えております。

今回は、あくまでも使用料等審議会への諮問ということでございますので、条例をつくる前の使用料の決定、その使用料を取るにはどういう区分で取るかということで、全部で4区分にしようということで今まで検討を進めてきたところであります。

議案を2枚めくっていただくと、別紙ということで、西東京市体育施設使用料ということで、現在まだ名称がございませんので、(仮称)西東京市体育館ということにさせていただきますけれども、この使用料を見ていただきたいと思います。

内容的には、体育施設ということで、アリーナがメイン、その地下に実は小体育室と武道場がございます。それから、2階部分に多目的室の1、2ということで、これが約400平米ぐらいあるかなと思いますけれども、これについては一般的な普通のフロアで、木のフロアですが、例えば体育ですと、ダンスですとか卓球、そういうようなもの、あと球技等ですとちょっと天井が低いので余りできませんけれども、それと、そこは展示用に展示パネル等も最初から設置をしております。

それから、特に多目的室の2というのは、小さくなりますので、会議室としても使えるということで、これを貸し出しをするということで料金を設定をしております。

時間の区分については、先ほど申しましたように、今回4区分ということで、午前中、例えば9時から12時までで3時間、午後は3時間、午後1回、2回、それから夜間ということで、全部で4区分ということで、それぞれの区分ごとに、アリーナ、一番大きいところで、これは約400平米ぐらいでございます。これは一般的な体育館ということで、バレー、バスケット、バドミントン、こういうものが全部できますけれども、そういうもので、3時間3,700円。武道場については1,750円、小体育室については1,250円、多目的室、これは1の方は大きい方ですが、1,650円、多目的室2が850円、こういう料金を設定したいというふうに考えております。

これについては、積算の根拠というのは、市全体で統一基準をつくりまして、原価主義ということで、原価から積算をしてということでやっておりますけれども、原価そのもので積算すると大分高くなりますけれども、これは他市の状況等を勘案してということで、新しい基準でこのようなことに料金を設定したいということで、これについて使用料等審議会の方へ諮問をして意見をいただくという段取りにしたいと思っております。

ですから、これについては、あくまでも実施の時期というのは、平成18年4月1日からを予定しております。

以上です。積算根拠等については、スポーツ振興課長の方から、使用料の算出表というものが出されておりますので、その辺で説明をお願いしたいと思います。

富所スポーツ振興課長 教育長に補足して説明させていただきます。

今御説明がありましたように、使用料の算出表をもとにして説明したいと思いますが、その前に前提条件がございますので、その辺を御説明させていただきたいと思います。

資料がなくて説明だけで申しわけございませんが、使用料を算出するに当たっては、平成15年7月に、本市の方針として示されました使用料手数料等の適正化に関する基本方針によりまして、使用料決定の基本的なルールが定められているところでございます。基本的ルールというのは3点ございまして、まず1点は、使用料にかかるサービス原価計算を行う。2点目が、原価計算結果をサービス内容により公費負担と受益者負担の割合により案分することになっております。

ちなみに、体育館は公費と受益者の負担割合をおおむね半々とすべきということになっておりますので、負担割合を50%とさせていただいたところでございます。

3点目としては、近隣自治体の状況、類似施設の状況を考慮するというような3つのルールがございまして、(仮称)西東京市体育館使用料を資料により算出させていただきましたものでございます。

(仮称)西東京市体育館の開設時間は、先ほど教育長の方からも御説明差し上げましたが、午前9時から午後9時まで、1区分3時間単位の1日4区分を市民の皆様にご利用いただくものでございます。この辺の考え方については、スポーツ振興審議会提言の市体育館の管理運営という中で以前説明させていただきましたが、提言の中でも、このような時間区分にすべきというような御提言をいただいているところでございます。

また、使用方法については、こちらの表が2つに分かれておりますが、団体使用区分と個人使用区分とするもので、使用料は、団体使用と個人使用を設定しているところでございます。

それでは、(仮称)西東京市体育館使用料算出表、資料により御説明させていただきます。

初めに、西東京市体育館の施設規模でございますが、延べ面積は、一番初めですが3,011平米、体育室でありますアリーナ、616平米、これについては、使用の方法は、規模についてはバスケット1面、バレーが1面、バドミントン3面でございます。

2番目の武道場、292平米でございますが、これについては、剣道、柔道の試合が可能なものとなっておりますので、両方いっぺんにはこの施設は利用できないんですが、種目に応じて使用をしていただくということでございます。

3点目の小体育室、206平米でございますが、これは高さを必要としないスポーツ、例えばエアロビクスとか軽体操、武道、卓球等に御利用できるのではないかと考えております。

4点目の多目的ホール、278平米でございますが、会議室142平米と併設という形になりますが、多目的ホールと会議室は展示等文化的な使用またはスポーツ使用のとき、ワンフロアとして御利用いただくことが可能な構造となっております。多目的ホールと会議室については、高さを必要としないスポーツということで、ダンスとか武道等に御利用いただけるかと思っております。

また、全館冷暖房が完備しているということで、施設としては、このスポーツセンターと同じような施設形態となっているところでございます。

それでは、申しわけございませんが、（仮称）西東京市体育館の使用料算出表に基づきまして、原価計算等の関係について若干御説明を差し上げたいと思います。

2番目の使用区分・使用時間でございますが、これについては、1日12時間を3時間単位で御利用していただくというような区分になってございます。

、スポーツセンターを基準とした使用料ということでございますが、これは市内の類似施設ということで、スポーツセンターと総合体育館、2つ施設がございまして、冷暖房設備を備えているということになりますとスポーツセンターでございますので、総合体育館については、第1体育室が冷暖房が入っていないということもございまして、スポーツセンターを類似施設として示させていただきました。

このスポーツセンターについては、1日が4区分でございまして、時間についてはすべて同じでございますが、1日12時間で2万円です。今のところ御使用いただいているところでございます。ここに出ている数字につきましては、スポーツセンターの2万円の単価を1日12時間で割り返していただきまして、その単価を（仮称）西東京市体育館に案分しまして616平米に置きかえた数字が1日1万2,740円という数字になってございます。

西東京市体育館を原価計算いたしますと、これは当然補助金とかそういうものについては事前に差し引かせていただいているところでございますが、原価計算としては1日6万8,048円という原価計算がされております。先ほど御説明しましたように、5番の「50」は、50%なんです。負担割合を体育館については50%ということでございまして、50%を掛けさせていただきますと、理論上の適正額、これについてはその半額ということで3万4,024円、これが理論上の適正価格ということになってございます。

5番でございますが、近隣10市を調査させていただきましたと、第1体育室に匹敵する施設の平均値を求めたところ、10市では12時間換算ですと1平米当たり24円27銭というような平均値が出てございます。その辺を平均値をとりまして、アリーナの616平米を掛けさせていただきますと、算出使用料については1万4,950円というような、各市の平均値として出しますとこのような数字が出てきます。

それで、5番の使用料でございますが、各市の平均値をとる中で端数調整をさせていただきますと、1日12時間、1万4,800円というような数字を算出させていただいたところでございます。この使用料の案をもとにして使用料等の手数料審議会の方に諮問していきたいなと思っております。

アリーナであります。今御説明を差し上げましたように、1日1万4,800円、その各区分については4分の1でございますので、それぞれ1区分3,700円というような使用料の案を設定させていただいたところでございます。これについては、先ほどのアリーナのスポーツセンターとの比較でございますが、現行のスポーツセンターの単価の案分から見ますと、おおむね2,060円ほど高目に設定されておりますので、約16%増という形になっております。

この辺の内容につきましては、スポーツセンターのこの施設でございますが、平成5年5月が開設年ということがございまして、おおむね12年が今経過しているところでございます。

今御説明差し上げましたような内容で、武道場、小体育室ということで積算させていただきまして、使用料だけを御説明させていただきますと、理論上の適正額、 番でございますが、武道場については1万6,129円、各市の単価を武道場の平米数292平米を掛け合わせますと7,087円が算出基礎でございます。それに端数調整をさせていただきますと、使用料の案が7,000円ということで算出いただいたところでございます。これについては、先ほどのスポーツセンターとの比較では、961円のちょっと高目になっておりますが、約16%ということでございます。

小体育室につきましては、理論上の適正額が でございますが、1万1,378円、各市の24円27銭を掛けまして5,000円という算出使用料が積算されておりますので、その平均値を使いまして、使用料の案として5,000円、その各区分については4分の1ということで1,250円というような各区分の使用料を設定させていただいているところでございます。これについては、先ほどのスポーツセンターの との比較では739円の増になってございますが、約17%増という形でございます。

多目的ホールにつきましては、理論上の適正額は1万5,355円という額が算出されてございますが、各市の平均数値24円27銭を掛けまして6,747円というような使用料が算出されてございますが、これについては端数調整をさせていただいて、使用料の案としては6,600円、これは、 、スポーツセンターとの比較では約850円、約15%の増ということになってございます。

各区分については、6,600円の4分の1区分ということで1,650円を案として算出させていただきます。

会議室につきましては、適正額、 でございますが7,843円、各市の平均数値が24円27銭でございますので、掛け合わせますと3,446円、その端数調整をさせていただきますと3,400円、 番との比較については、463円の約16%増でございます。各区分の数字につきましては、4分の1を設定させていただきまして、各区分850円というような使用料の案を算出させていただいたところでございます。

これについては、2番の個人使用料でございますが、これについては個人使用料ということにつきましては、今まで御説明した団体使用については、1区分団体使用ということでございますが、個人使用については、例えば卓球とかバドミントンとかバスケット、個人で来て使用できるような形になってございますので、個人開放事業種目がそのような形で設定させていただいているところでございます。

これについては、今後の考え方についてはまた条例の中で御説明できるかと思っておりますが、これの想定につきましては、アリーナにつきましては、最大で卓球であれば8台置いて、ダブルスで利用していただくということを最大で考えまして32名御使用いただけるということで、これについては各区分3時間単位で同じでございますが、それを求めたものでございます。

これについては、10市の平均数値が個人開放事業についてはおおむね275円というような数字が出てございますが、西東京市のアリーナの原価計算をいたしますと、3時間で1万7,012円というような3時間の原価計算が、上の表と同じでございますが、示されてご

ざいますので、それを適正人数で割りますと532円でございます。それを負担割合で割りますと50%を掛けまして、理論上の適正価格については265円81銭が出てございます。

そのようなことがありますので、理論上の適正価格を求めるとき、原価計算との兼ね合わせの中で、適正価格が265円81銭でございますが、使用料については、参考まででございますが、スポーツセンターが200円、総合体育館が250円ということでございますので、使用料の案としては250円を想定したいということで思っております。

子どもでございますが、子どもは10市の平均数値が95円、原価計算については、先ほどと同じですが1万7,012円でございます。原価計算上は532円、負担割合50%で265円81銭でございますが、これについては、スポーツセンターとか総合体育館とか、市内のバランスを考え合わせまして、おおむね据え置きたい形になりますが、子どもについては100円という形で想定したいと思っております。

以上でございます。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 専門用語かと思うんですが、適正化という言葉が私などは余りなじまないんですけれども、ただの料金設定というのと、それから、料金の適正化というのはどういうふうに違うのか説明していただきたいと思うんです。

富所スポーツ振興課長 これについては、基本的には原則的には原価計算をして、その出た数値に基づきまして適正価格をまず設定するというところでございますので、先ほど説明させていただきましたように、原価計算を求めて公費負担割合を50%で割り返す中で、アリーナであれば3万4,024円を徴収すべきというような理論上の設定なんですけど、設定されているところでございます。

その中で、先ほど説明しましたように3点ルールがございまして、そういうことではありますけど、近隣自治体の状況、類似施設の状況を考慮する中で、使用料を制定しなさいということはございますので、そのようなことからしますと、あくまで理論上は適正価格はこのものですよということを示したものであるということと理解してございます。

大後委員 そうしますと、適正化の「化」という意味が、何かあるものを変えるというような意味では全然ないんですね。

富所スポーツ振興課長 今の御質問のとおりでございます。

大後委員 算出使用料よりも使用料を大分端数処理して少し安くなっているのが多いんですけども、大丈夫なのかしらという素朴な疑問です。

それと、年間の使用料というのはどのくらいを想定していらっしゃるのかというのは、わかるのかどうかかわからないんですけども、全然予想がつかないものですから……。

富所スポーツ振興課長 端数調整でございますが、先ほども御説明申し上げましたように、3点目には近隣自治体または類似施設等を考慮するということがございまして、10市の平均数値につきましては、平米単価は24円27銭でございますが、現行のスポーツセンターまたは総合体育館等を積算させていただきますと、スポーツセンターについては20円68銭、総合体育館については12円96銭というような数字でございますので、それを勘案する中で端数調整をさせていただいたところでございます。

それとあと1つが、この料金徴収につきましては、当然市民の皆様が現行の公共予約システムを使いながら施設が予約ができた段階で御入金いただいているところでございます。今の公共予約システムの入金機につきましては、10円単位までしか徴収できないというようなことがございますので、その必要性があるということで、円単位までは無理であろうということと、4分の1に積算するときどうしても端数調整が出るということで、このような形にさせていただいたところでございます。

それとあと、影響額でございますが、あくまでこれは積算上は最大の区分の中での利用を考え合わせまして積算させていただいているところでございますが、年間でおおむね12,328,000円程度が収入として入るのではないかなと思っているところでございます。ただ、これは使用料を100%徴収したときということで、御存じのように、今現行のスポーツセンター、総合体育館については、社会体育団体につきましては、減免率が80%かかっています。実質20%しか納めていただいていないということでございますので、これについては、今後の考え方としては、スポーツ振興審議会等の提言の中にもありますように、各市の状況を見る中で、おおむね50%程度が徴収での適正なものでであろうということではありますが、規則等の中で、減免等を考え合わせる中で今後は考えていきたいなと思っているところでございます。

井口委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

竹尾委員 今現実の減免率が80%になっているということは、逆に言うと、使用料は何だということになります。それは、できるだけ市民のスポーツ振興のために安い価格で使用していただくということは決して悪いことではないけれども、施設を大事に使ってもらうという観点から言ったら、きちっと決めた以上、使用料は徴収すべきと私は考えますので、その辺は今後の課題として御検討いただきたい。

いいわ、いいわで減免していくということは、余りいいことではない。基本的には税金でつくっているわけですから、そこの辺を特定の人が利用するわけですから、ですから、使用料をいただくということになっています。その分だけ減免しているんだったら、何のためだということになり得ますので、その辺はよく考慮をしていただきたいなと、これは意見です。

井口委員長 よろしいですか。

富所スポーツ振興課長 わかりました。

井口委員長 ほかに討論はございませんか。 討論を終結いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第5号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について（諮問）、は原案のとおり可決されました。

井口委員長 日程第5 議案第6 平成16・17年度西東京市立小・中学校の校長及び教頭人事の内申について、を議題といたします。

人事に関する議案でありますので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書

きの規定に基づいて会議を秘密会にしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

それでは、御異議ございませんので、秘密会にすることにいたします。

議案第6号は秘密会で行いますので、恐れ入りますが、関係者以外の方は御退席をお願いいたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午 前 1 1 時 0 4 分 休 憩

午 前 1 1 時 2 4 分 再 開

井口委員長 休憩を閉じまして、再開いたします。

井口委員長 日程第6 教育委員の辞職について、を議題といたします。

ここでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づきまして、茂又好文委員の退席をお願いしたところでございます。辞職願を事務局から朗読してもらいます。

二谷教育庶務課長 それでは、朗読いたします。

辞職願。

私、西東京市教育委員会委員を都合により、平成17年2月17日付をもって辞職いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により願ひ出ます。

平成17年2月7日、茂又好文。

西東京市教育委員会殿。

以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより採決いたします。茂又好文委員の委員辞職について同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井口委員長 異議なしと認めます。よって、茂又好文委員の委員辞職を同意することに決しました。

ここで茂又好文委員の入場を求めます。

暫時休憩いたします。

午 前 1 1 時 2 5 分 休 憩

午 前 1 1 時 2 6 分 再 開

井口委員長 休憩を閉じまして、再開いたします。

井口委員長 茂又教育長さんには、透徹した教育哲学と卓越した行政手腕により、数々の目覚ましい成果を上げてこられました。現場の信頼も厚く、市民の期待も多大でございましたが、このたび、辞職の御意向を伺い、大変に惜しく、驚天動地の思いでございますが、皆様に同意されましたので、辞職は承認されましたので、よろしく願いいたします。

その他何かございますか。

私の方から1つ。先日、学カシンポジウム並びに小学校教育研究発表会が盛大に行われま

して、大変画期的な行事でありまして、現場にとりましても大変有益な、そしてまた、教育意欲を盛り上げるような意義ある2つの大きな行事が行われて、大変ありがたく心強く思いました。御指導いただきました皆さんに厚く御礼を申し上げたいと思いますし、また、当日御尽力いただきました皆様にも、ひとつよろしくお伝えいただきたいと思います。

大後委員 前回御報告のあった成人式のことなのですが、今年も盛大に行われて、いろいろ職員の方の御尽力にうれしく私たちも参加させていただきました。

後で当地の若者ではないんですが、ほかでちょっと感想を聞きましたところ、何が成人式でうれしかったかということ、昔の友達、幼なじみに会えたことだという意見が多かったです。私たちがいつも本当に行政で計画しなくてはいけない行事なのかというような意見が出ていますが、そういう意味では場を提供するということで、大変意義がある行事かなというふうには思います。

あと、恩師の先生方にもいつも来ていただいて、大変盛り上がっているんですが、できたらもう少したくさん先生の先生に呼びかけて来ていただけたら、なおさら新成人がうれしいかなというふうに思いましたので、またそういうことについては検討していただきたいなと思いました。

井口委員長 年々参加人員もふえておりまして、この点も皆さんの御尽力のたまものと思ひまして、御礼を申し上げたいと思います。

ほかにございませんか。よろしいですか。

以上をもちまして平成17年西東京市教育委員会第1回臨時会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午 前 1 1 時 3 0 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員